

平成十五年二月

児童の権利に関する条約第四十三条2の改正（千九百九十五年十二月十二日に締約国の会議において採択されたもの）の説明書

外務省

目次

ページ

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	改正の内容	二
三	改正の実施のための国内措置	二
(参 考)		三

1 改正の成立経緯

(1) 児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）は、我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、更に、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであり、平成元年（千九百八十九年）十一月に開催された第四十四回国際連合総会において採択され、平成二年（千九百九十年）九月二日に効力を生じた。本年二月四日現在、我が国を含め百九十一箇国が締約国となっている。

(2) 締約国は、条約第四十三条１に基づき設置される児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）に対して、条約が定める児童の権利の実現のために自国がとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することとされている。条約の締約国の増加に伴い、提出される報告の数が年々増加しており、委員会による報告の審査業務に遅延が生じるという問題が指摘されるようになった。

(3) このような問題を解決するために、平成七年（千九百九十五年）十二月にジュネーブで開催された締約国の会議において、委員会の委員の数を増加させるための改正案が採択され、平成七年（千九百九十五年）十二月に開催された第五十回国際連合総会において承認された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、児童の権利に関する条約に基づき設置される委員会の委員の数を増加することを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、児童の権利を保障し及び促進するための国際的な取組を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、これまで児童の権利の保障及び促進に積極的に取り組んできている。この改正は、委員会の委員の数を増加させるためのものであり、委員会の任務の遂行を容易にし、もって、人権の擁護に資するものである。我が国としても、この改正を早期に受諾し、児童の権利を保障し及び促進するための国際的な取組に一層貢献していくことが望ましい。

二 改正の内容

条約第四十三条２に定める委員会の委員の数を十人から十八人に増加する。

三 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成七年十二月十二日 ジュネーブにおいて採択

2 効力発生 平成十四年十一月十八日

3 受諾国 平成十五年二月四日現在 百三十箇国

アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、ハイチ、アイスランド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、大韓民国、キルギス、ラオス、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、北朝鮮(*)、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア・モンテネグロ、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(* 我が国は、国家として承認していない。)